

大学評価・学位授与機構から 授与される学位を 広く理解して頂くために

大学評価・学位授与機構で授与する学位は
大学が授与する学位と**同等**のものです

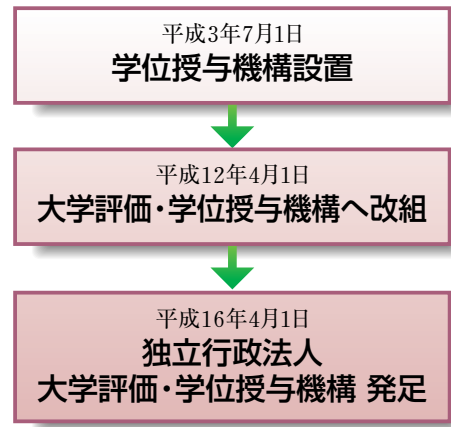
独立行政法人

大学評価・学位授与機構



大学評価・学位授与機構とは

国立学校設置法に基づく国の機関として学位授与機構が平成3年7月1日に設置され、平成12年4月1日に大学評価・学位授与機構へと改組後、独立行政法人大学評価・学位授与機構が平成16年4月1日に発足しました。本機構は学位授与事業の実施とともに、大学等の教育研究活動の状況についての評価等を行い、我が国の高等教育の機会の拡大や高等教育の質の保証、発展のために貢献しています。



機構の存在意義

本機構は、大学卒業という学歴を経なくても、「様々な形で行われる大学教育レベルの学習の成果」を審査して、十分な学習を行い、学力を身につけたと認められる方々に大学が授与する学位と同等の「学士の学位」を授与しています。学校教育法第104条の規定により、日本においては**大学及び大学評価・学位授与機構**のみが学位を授与することができるからです。



学校教育法 第104条第4項(抜粋)

独立行政法人大学評価・学位授与機構は、文部科学大臣の定めるところにより、次の各号に掲げる者に対し、当該各号に定める学位を授与するものとする。

- 一 短期大学若しくは高等専門学校を卒業した者又はこれに準ずる者で、大学における一定の単位の修得又はこれに相当するものとして文部科学大臣の定める学習を行い、大学を卒業した者と同等以上の学力を有すると認める者 学士(本パンフレットで説明する学位)
- 二 学校以外の教育施設で学校教育に類する教育を行うもののうち当該教育を行うにつき他の法律に特別の規定があるもの(いわゆる省庁大学校)に置かれる課程で、大学又は大学院に相当する教育を行うと認めるものを修了した者 学士、修士又は博士



機構が授与する「学士の学位」とは

上記の学校教育法から明らかなように、機構が授与する「学士の学位」は大学卒業者に与えられる「学士の学位」と同じものであり、人事院規則においても、教育職員免許法においても、大学卒と同等に取り扱うことが定められています。また、大学院受験資格をはじめ、種々の資格取得を可能にします。





「学士の学位」の審査

審査は、学位審査会によってなされます。学位審査会には、右側頁上記表の専攻分野ごとにその専門分野の大学教授で構成される専門委員会が置かれています。各専門委員会は全国の大学の総勢約350人の第一線の教授によって組織されており、各専門分野での審査を分担しています。

機構の「学士の学位」を取得するためには、① **基礎資格**を有した後、② **必要な単位を修得し**、③ **修得単位の審査と学修成果・試験の審査**を受ける必要があります。この「修得単位の審査」と「学修成果・試験の審査」の2つの審査に合格すれば、「学士の学位」が授与されます。

基礎資格（対象者）

- ・ 短期大学卒業生
- ・ 高等専門学校卒業生
- ・ 専門学校修了者
- ・ 大学に2年以上在学し62単位以上を修得した者
- ・ 旧国立工業教員養成所卒業生
- ・ 旧国立養護教諭養成所卒業生
- ・ 外国において学校教育における14年以上の課程を修了した者

修得単位の審査

単位の修得に当たっては、大学における教育に準じて専門の学芸を体系的に履修するとともに、幅広く深い教養と総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養するように適切に配慮して履修することを求めています。

具体的には、大学卒業と同等な「4年以上にわたる学習によって124単位以上修得しているか」、その単位は、大学の科目等履修生や短期大学・高等専門学校の認定専攻科*の学生として修得されたものか、などす

べての専攻分野に共通な要件と、申請する専攻の区分ごとに定められた専門的な学修要件を満たすか否かが、専門委員会と学位審査会で審査されます。

*) 認定専攻科とは：機構に認定を申し出た短期大学、高等専門学校に置かれた専攻科を、専門委員会を通じて審査し、認定された専攻科です。審査の観点は、大学教育に相当する水準を有する教育を行っているか、教科に相応しい教員が適切に配置されているか、などです。認定された専攻科に対しては、一定期間ごとに教育の実施状況等の審査（レビュー）を行い、教育の水準が維持されていることを確認しています。

学修成果・試験の審査

機構の学位授与制度に基づいて「学士の学位」を得るには、所要の単位を修得するだけでなく、その際培われた学力を示すために「学修成果」と呼ばれるレポートを作成し、機構に提出することが求められます。レポートのテーマとしては「学士の学位」取得を目指す専攻と関連したものを自ら設定します。芸術学の分野においてはレポートの代わりに作品提出や演奏も可能です。これらの内容が各専門分野での「学士の水準に達しているか」が、専門委員会で審査されます。

さらに学修成果（レポート、作品、演奏等）が申請者の学力として定着しているか、その専攻に関して学士

の水準を有しているかを見るために、提出された学修成果の内容に関する事項について小論文試験を行います。出題・採点者は専門委員会の委員である大学教授です。芸術学において提出された作品や演奏の場合は、それぞれの専門分野の大学教授が面接試験を行い、審査します。

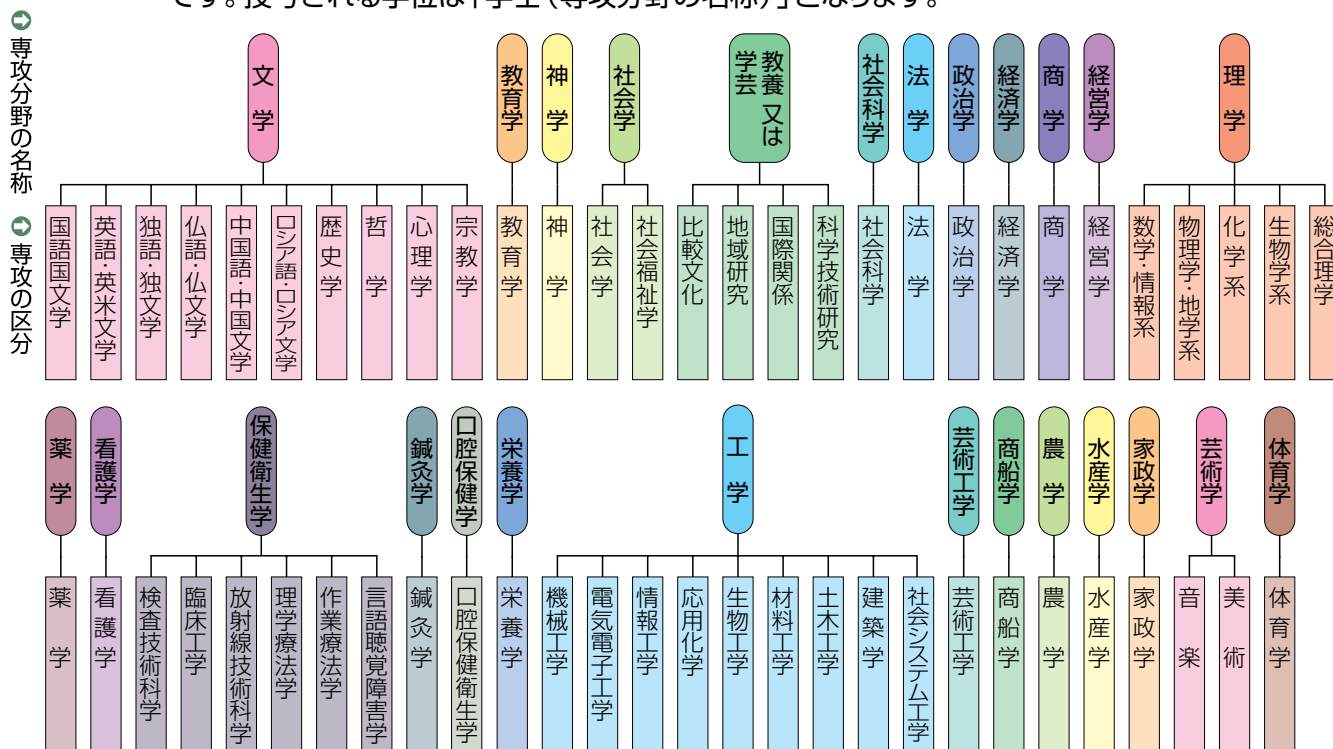
以上の学修成果の審査と試験（面接）の審査は、いずれの場合も専門委員会で行われます。

学位授与の可否についての最終判定は、学位審査会でなされます。



さまざまな専攻分野

機構が授与する学士の学位は、次表のようなさまざまな専攻における学習を対象とするものです。授与される学位は「学士(専攻分野の名称)」となります。

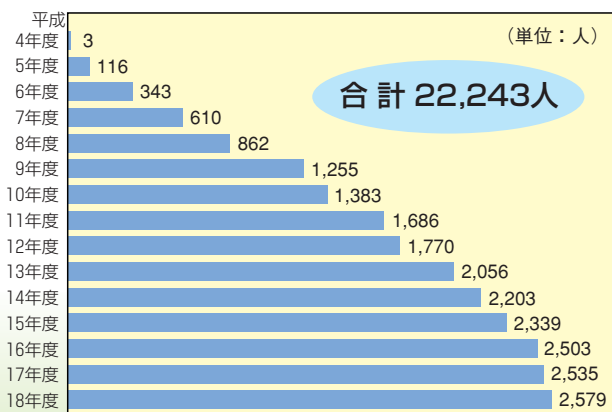


※平成18年度から薬剤師養成のための薬学教育が4年制から6年制に変更されたことに伴い、専攻の区分「薬学」を平成21年度をもって廃止し、4年制の薬学教育に相当する専攻の区分として新たに「薬科学」を設定します。この専攻の区分「薬科学」における学位授与と申請の受付は、平成22年度4月期からとなります。



学位取得者の増加

平成4年に初めて「学士の学位」を授与して以来、機構からこの制度を通じて学士の学位を取得した人々は年々増加し、平成18年度までにのべ2万2000名を超えています。(省庁大学校修了者に対する授与を除く。)



学位審査会

五十音順・敬称略
(平成20年2月現在)

- | | |
|--------|---------------------|
| 井上 智子 | 東京医科歯科大学教授 |
| 岩村 秀 | 日本大学教授 |
| 瓜生 敏之 | 高知工科大学教授 |
| 大塚 譲 | お茶の水女子大学教授 |
| 角田 敏一 | 大学評価・学位授与機構教授 |
| 川島 一彦 | 東京工業大学教授 |
| 北川 暁子 | 東京芸術大学教授 |
| 木村 一郎 | 早稲田大学教授 |
| 工藤 一彦 | 北海道大学教授 |
| 酒井 善則 | 東京工業大学教授 |
| 白井 良明 | 立命館大学教授 |
| 瀧田 佳子 | 大学評価・学位授与機構教授 |
| 富山 太佳夫 | 青山学院大学教授 |
| 長澤 泰 | 工学院大学教授 |
| 中司 利一 | 帝京大学教授 |
| 中原 一彦 | 大学評価・学位授与機構教授 |
| 西村 清和 | 東京大学教授 |
| 野坂 泰司 | 学習院大学教授 |
| 橋本 弘信 | 大学評価・学位授与機構学位審査研究部長 |
| 六車 正章 | 大学評価・学位授与機構教授 |

当機構が授与する「学士の学位」についてのご理解とお願い



大学評価・学位授与機構は、高等教育段階の様々な学習成果を評価し、大学の卒業生、大学院の修了者でなくても、それと同等の水準の学力があると認められる者に対して学位を授与することを目的として、国立学校設置法に基づき、平成3年に当時の文部省の機関として設置されました。その後、平成12年にもう一つの事業として大学評価を加え、大学評価・学位授与機構に改組、改名され、平成16年4月1日から独立行政法人大学評価・学位授与機構として新しいスタートを切りました。

当機構が授与する学位には、短期大学や高等専門学校卒業生及び文部科学省の定めた一定の要件を満たす専門学校の修了者等へ授与する学位(学士)と、当機構が大学の学部、大学院の修士課程及び博士課程に相当すると認定した防衛大学校や職業能力開発総合大学校等の各省庁大学校修了者へ授与する学位(学士、修士、博士)の二種類がありますが、いずれも厳正な審査を行い、平成19年4月までに、38,565人に対し学位を授与して参りました。

とりわけ、短期大学、高等専門学校又は専門学校を卒業した後、大学の科目等履修生制度に基づく学習、あるいは短期大学又は高等専門学校の認定専攻科における学習において、一定の単位を体系的に取得して学士の学位を目指される方は、当機構が定める修得単位の審査とレポート及び小論文試験等の審査という厳しい審査に合格して初めて学位が授与されます。この学位は、当機構が大学卒と同様に学士としての実力を備えた者に対して授与しているもので、法的にも大学卒業生に授与される学士と同等の学位です。

当機構において学士の学位を授与された方々は、大学院へ進学してさらに研鑽を積み、あるいは社会の第一線において活躍されていますが、学士として大学卒と同等の実力を備えた当機構の学位取得者に対して、ご支援のほどくれぐれもよろしくお願いいたします。

独立行政法人 大学評価・学位授与機構長

木村 孟



大学評価・学位授与機構外観



小論文試験風景

「学士の学位」って何ですか？ 大学卒業とどう違うのですか？

「学士の学位」とは、大学の（いわゆる学部段階の）学習課程を修了したこと、またはそうした学習によって獲得される能力と同等の能力を達成したことの証明として、通常は大学によって個人に対して授与される公的な称号のことをいいます。日本では、学位といえば「博士」のように学術研究上で優れた業績を挙げたものに授与されるものだという認識が根強いのですが、平成3年より大学卒業者に授与される「学士」も、法令上「博士」「修士」とともに学位として位置づけられています。それにもない、大学の卒業時に授与される証書は、かつての「卒業証書」ではなく、「学位記」となっていることにお気づきでしたか？



わが国では、企業による求人あるいは資格試験等の学歴要件として“大学卒業”という表現が用いられていることが一般的です。しかし、国際化の進展につれ、国ごとに異なる教育制度を超えて、各人が修めた教育の水準を示す共通の「ものさし」として「学位」が用いられるようになってきました。国際的には、学歴としてはどのような「学位」を取得したかを記すことの方が通例となっていて、「卒業」は「どの大学で」学位を取得したかを示す付加的な意味に使われているのです。

このパンフレットで説明しましたように、機構が行う学士の学位授与制度は、論文審査や学力試験による単なる学位の“認定”制度ではありません。大学の科目等履修生として、あるいは短期大学、高等専門学校認定専攻科の学生としての単位修得により、大学生が通常行う学習と同等の学習を修めたかどうかを審査し、加えてレポートと小論文試験によりその学習の達成度を審査して学位を授与するものです。したがって、機構で「学士の学位」を取得することは、そのプロセスの面からも大学を卒業したことと実質的に同義であるといえます。ですから、機構で学士を取得された方々は、履歴書等の学歴欄には、つぎのように記入することを勧めています。

「〇年〇月 学士(〇〇)の学位取得 独立行政法人大学評価・学位授与機構」

※このパンフレットは、学校教育法第104条第4項第1号に基づいて機構が行う「学士の学位」授与の事業についてご理解いただき、本機構から「学士の学位」を取得された方々へのご支援をお願いするためのものです。

National Institution for Academic Degrees and University Evaluation
 独立行政法人大学評価・学位授与機構
<http://www.niad.ac.jp/>

〒187-8587 東京都小平市学園西町1-29-1 独立行政法人大学評価・学位授与機構
《学位審査課》 TEL.042-353-1550
9:00~12:00 13:00~17:00(土・日曜、祝日、年末年始を除く)

平成20年2月